平成 30 年度 **薩摩川内市川内まごころ文学館** 年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I . 事業	传概要	
1	平成 30 年度事業報告	1
2	生誕記念事業	2
3	展示	2
4	普及活動	5
5	施設利用	11
Ⅱ.収蔵	賃 資料概況・資料保存	
1	収蔵資料概況	12
2	資料修復	14
3	レプリカ製作	14
4	ピアノ調律	14
5	資料保存	
Ⅲ. 管3	理・運営	
1	管理・運営	16
2	川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制	17
3	川内まごころ文学館運営協議会	18
4	利用状況	19
5	決算	21
IV. ///	内まごころ文学館条例	
1	薩摩川内市川内まごころ文学館条例	22
2	薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	28
3	薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	33
* その	O他	
1	平成 30 年度の歩み	35
2	職員名簿	36
3	利用案内	36
4	交通案内	37

I. 事業概要

1 平成 30 年度事業報告

今年度は、明治維新 150 周年という節目の年に当たることから、展示では明治時代に活躍した 人物に焦点を当てた企画を中心に、年間を通して様々な事業を実施した。

特別企画展では、「有島武〜偉大なる父の物語〜」展と題し、明治期に政財界で活躍した有島3 兄弟の父、有島武の足跡を里見弴が作成した「父上履歴」をもとに紹介した。有島武の功績を多く の人に知ってもらう機会となった。また期間中には関連して、「有島武と明治維新」をテーマに、 企画展監修者の鹿児島大学名誉教授の石田忠彦先生による講演会も行った。

毎年実施している里見弴生誕記念の企画展では、「里見弴の藝の世界」と題し、里見弴の文学以外の芸術性に着目し、幼い頃から絵を描くことが好きだった里見弴のスケッチや水彩画などを紹介した。1月には、里見弴の命日である「大寒忌」に併せた展示コーナーも設置。市民に当市と里見弴の交流について紹介することが出来た。その他には、昨年度からの継続事業として秋朱之介関連新収蔵資料展示「川内の生んだもう一人の出版人」、春期には新天皇の即位に合わせ、トピック展示「里見弴の随筆『五代の民』 - "皇統五代にわたる方々"との思い出ー」をそれぞれ開催した。

例年好評のシネマトークでは、「片隅から世界を照らす光 ー映画『この世界の片隅に』をめぐって」と題し、映画「この世界の片隅に」の上映前に、近年のアニメーションの流れや戦争文学について鹿児島国際大学教授の小林潤司先生、鹿児島県立短期大学准教授の小林朋子先生、鹿児島大学准教授の中路武士先生に解説をしていただいた。また、併せて隣接する川内歴史資料館との連携事業として戦争関連の資料展示も行い、当時の人々の生活などをより知ることが出来たと好評であった。

通年事業として毎年実施しているまごころ文芸講座や名作シネマ上映会、特別上映会において も、市内外から多くの方が参加された。

教育普及活動では、第8回まごころ児童絵画展やおはなし会を開催。それぞれの事業において 初めて関連事業としてワークショップの実施など工夫を凝らし、子どもたちの利用促進や文学館 の周知につながった。

その他、市民団体等による美術展、写真展、作品展などが企画展示室で開催された他、多目的映像ホールにおいても、講演会や研修会などが催され施設の利用促進につながった。

2019年度は総合雑誌「改造」創刊 100年の節目の年であることから、調査・研究を進め、特別企画展を開催する予定である。次年度以降も各種事業の充実化を図るとともに、施設の利用促進にも努めたい。

2 生誕記念事業

里見弴生誕記念展示「里見弴の藝の世界」

期 間: 平成30年7月10日(火)~9月2日(日) 49日間

場 所:2階ホール

内 容:里見弴の文学以外の芸術性に着目し、その豊かな

藝の世界観を紹介した。

来 場 者: 297 名



3 展示

(1) 第13回特別企画展 明治維新150周年記念

川内まごころ文学館・有島記念館合同企画

「有島武~偉大なる父の物語~」展

期 間: 平成30年10月23日(火)~12月2日(日) 36日間

場 所:企画展示室

内 容:明治維新150年を記念して、明治期に政財界で

活躍した有島三兄弟の父有島武の足跡を、里見弴の作成した「父上履歴」をもとに紹介した。

来 場 者: 450 名



【関連イベント】

特別企画展関連講演会「有島武と明治維新」

日 時: 平成 30 年 11 月 25 日(日) 14:00~15:30

場 所:多目的映像ホール

講 師:石田 忠彦先生(鹿児島大学名誉教授)

来 場 者:57名



(2) トピック展示

①山本實彦旧蔵 肥後直熊筆「西郷隆盛像(複製)」展示

期 間: 平成30年8月7日(火)~平成31年1月6日(日) 128日間

場 所:1階展示室

内 容:明治維新150年の節目にあたり、山本實彦

旧蔵の肥後直熊筆「西郷隆盛像」とともに山本實彦と西郷とのかかわりや、明治維新

について触れた著作等を紹介した。

来 場 者:1,158名



②里見弴の随筆「五代の民」- "皇統五代にわたる方々"との思い出-

期 間: 平成 31 年 3 月 19 日 (火) ~5 月 6 日 (月/振休) 44 日間

場 所:2階ホール

内 容:新天皇が即位されることにあわせ、里見弴が皇室ゆかりの

人々との思い出を綴った随筆「五代の民」の直筆原稿を展示 したほか、明治中期生まれの里見弴の育ってきた時代背景や

生活環境などについて紹介した。

来 場 者: 25名 ※3月19日~3月31日まで



(3) 明治維新 150 年·北海道 150 年記念

有島記念館合同パネル展示「有島武郎と北海道」

期 間: 平成30年8月7日(火)~9月2日(日) 25日間

場 所:1階ホール

内 容:明治維新・北海道命名 150 年の節目にあわせ、有島家と

北海道との関わりや有島農場について紹介した。

来 場 者:660名



(4) 秋朱之介関連新収蔵資料展示「川内の生んだもう一人の出版人」

間:平成30年3月6日(火)~5月6日(日) 55日間

場 所:2階ホール

内 容:薩摩川内市出身の出版人で装丁家でもある秋朱之介の

著作や遺品等を展示、紹介した。

来 場 者:1,077 名 ※平成30年4月1日~5月6日まで



(5) 里見弴大寒忌コーナー

期 間:平成30年1月16日(水)~1月27日(日) 11日間

場 所:2階展示室

内 容:里見弴の命日に合わせて実施。

里見弴と薩摩川内市との縁や文学作品について紹介した。

来 場 者:15名



(6) 第8回まごころ児童絵画展

期 間:平成30年12月15日(土)~平成31年1月14日(月/祝) 23日間

場 所:企画展示室

内 容:子どもたちの自由な発想、のびやかな表現が、 里見弴の「まごころ哲学」に通ずるものと考え、 冬休み期間中に薩摩川内市内の小学生の絵画を

展示。絵画展と併せて体験コーナーを設けた。

来 場 者:779名



【体験コーナー】

①干支ぬり絵

期 間:平成30年12月15日(土)~平成31年1月14日(月/祝) 23日間

場 所:企画展示室

内 容:2019年の干支である猪のイラストに色をぬり、

展示スペースに作品を貼った。



②しおり作り

期 間: 平成30年12月15日(土)~平成31年1月14日(月/祝) 23日間

場 所:企画展示室前特設コーナー

内容:折り紙などを切り貼りして、オリジナルのしおりを作った。

【関連ワークショップ】

豆画集を作ろう!

日 時:①平成31年1月5日(土)10:30~12:00

②平成 31 年 1 月 13 日 (日) 10:30~12:00

場 所:休憩コーナー

内 容:写真や自分の描いた絵を綴じて、小さいサイズの

オリジナル作品集を作製した。

総参加者数:10名



4 普及活動

- (1) まごころ文芸講座
- ①楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味、使い方、薩摩狂句の歴史について学び、

作句・鑑賞を通して薩摩狂句に親しむ講座。

期 間:平成30年5月~12月(8月休講/全7回)

時 間:毎月第1土曜日 10:30~12:00

講 師:福冨 則義 先生(川内まごころ文学館前館長)

受講者総数:114名

②名作・名詩を歌う

当館が創作したオペラ「袈裟姫伝説」を演じ、体験する 2年通年講座。最終回は公開講座として開講し、発表を 行った。

期 間: 平成30年5月~平成31年2月

(8、12月休講/全26回)

時間:奇数月…毎月第2、4土曜日

偶数月…毎月第2土曜日14:00~15:30

講 師:齊藤 玲子 先生(声楽家)

受講者総数:194名

③大人のための美文字講座

文字の基礎であるひらがな、カタカナから練習し、

楷書・行書まで学べる講座。のし袋の表書きも学んだ。

期 間: 平成30年5月~平成31年2月

(8月、12月休講/全8回)

時 間:毎月第3金曜日 10:30~12:00

講師:青崎 テル子 先生(日本習字講師)

受講者総数: 132 名

④源氏物語を読む~物語を彩る人びと~

源氏物語を鑑賞し、現代語訳や作品背景などの解説を行う講座。『紅葉賀』巻と『花宴』巻を取り上げた。

期 間:平成30年5月~10月(8月休講/全5回)

時 間:毎月第4日曜日 10:30~11:30

講 師:廣尾 理世子 先生(鹿児島純心女子高等学校教諭)

受講者総数:109名









(2) おはなし会

読み聞かせボランティアのおはなしグループ「まごころ」によるおはなし会を計 5 回開催。 おはなし会終了後は工作も実施した。

①春のおはなし会

日 時:平成30年4月28日(土) 10:30~11:00

場 所:企画展示室

来 場 者:15名

②赤ちゃんのためのおはなし会

日 時:平成30年6月22日(金) 10:30~11:00

場 所:企画展示室

来 場 者:13名

③夏休みおはなし会

日 時:平成30年7月29日(日) 10:30~11:10

場 所:企画展示室

来 場 者:28名

④夏休みおはなし会

日 時:平成30年8月25日(土) 10:00~10:30

場 所:企画展示室

来 場 者:34名

【夏休みおはなし会ワークショップ】

日 時:平成30年8月25日(土) 10:30~12:00

場 所:歴史資料館 研修室

内 容:スポンジなどを用いてオリジナルの

「はらぺこあおむし」バッグを作製した。

参 加 者:19名

⑤秋の特別おはなし会

日 時:平成30年10月21日(日) 10:30~11:10

場 所:歷史資料館 研修室

音 楽:伊地知 元子先生(作曲家)

来 場 者:47名

⑥冬のおはなし会

日 時:平成30年12月23日(日/祝) 10:30~11:00

場 所:歷史資料館 研修室

来 場 者:52名









(3) 名作シネマ上映会

文芸名作を中心に無料で上映。毎月第3土曜日・日曜日の上映と、5回の特別上映を行った。 会場:多目的映像ホール 定員:95名

上映開始時間:14:00 ※3月から10:00開始に変更

	上映日	作品名	入場者数
第1回	4月21日	潮騒	74
第2回	4月22日	蒲田行進曲	69
第3回 ゴールデンウィーク特別上映	5月3日	SING ※2回上映	190
第4回	5月19日	日の名残り	88
第5回	5月20日	人生フルーツ	95
第6回	6月16日	たそがれ清兵衛	85
第7回	6月17日	超高速!参勤交代	95
第8回	7月21日	秋日和	67
第9回	7月21日	この世界の片隅に	95
		怪盗グルーのミニオン大脱走 ※2回上映	
第10回 夏休み特別上映	8月5日		175
第11回	8月18日	ゆずの葉ゆれて	95
第12回	8月19日	母べえ	92
第13回	9月15日	ギターを持った渡り鳥	95
第 14 回	9月16日	東京は恋する	57
第 15 回	10月20日	北北西に進路を取れ	57
第 16 回	10月21日	風と共に去りぬ	70
第 17 回	11月17日	ガス燈	48
第 18 回	11月18日	疑惑	65
第 19 回	12月15日	60 歳のラブレター	82
第 20 回	12月16日	家族はつらいよ 2	77
第21回 冬休み特別上映	12月23日	アーサー・クリスマスの大冒険	38
第22回 お正月特別上映	1月3日	男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け HD リマスター版	33
第23回 冬休み特別上映	1月6日	レゴ®バットマン ザ・ムービー	45
第 24 回	1月19日	大人の見る繪本 生れてはみたけれど	48
第 25 回	1月20日	釣りバカ日誌 2	50
第 26 回	2月16日	雪国	95
第 27 回	2月17日	伊豆の踊子	60
第 28 回	3月16日	陽氣な渡り鳥	49
第 29 回	3月17日	超高速!参勤交代リターンズ	70
	<u> </u>	計	2, 259

(4)「まんが日本昔ばなし」上映会

日 時:平成30年7月29日(日)14:00~14:50

場 所:多目的映像ホール

上映作品:一寸法師、絵姿女房、一休さん、田植地蔵

入場者数:43名

(5) 平成30年度シネマトーク

「片隅から世界を照らす光 一映画『この世界の片隅に』をめぐって」

日 時:平成30年7月22日(日) 13:30~17:00

場 所:多目的映像ホール

出 演:小林 潤司 氏(鹿児島国際大学教授)

小林 朋子 氏 (鹿児島県立短期大学准教授)

中路 武士 氏(鹿児島大学准教授)

内 容:近年のアニメーションの流れや戦争文学に

ついて解説していただいた後、映画『この

世界の片隅に』を上映した。

併せて、連携事業として、隣接する川内歴

史資料館の特別展示コーナーも設置した。

来 場 者:95名



【連携事業】

歴史資料館特別展示コーナー *歴史資料館事業

期 間:平成30年7月21日(土)~7月29日(日)

場 所:多目的映像ホール前

内 容:シネマトークの開催に合わせ、映画『この世界の片隅に』と

同時代の実物資料を展示した。

展示資料:千人針、軍隊手帳、『国体の本義』、防空電球、隣組便り、防衛食器、防毒マスク、

陶製手榴弾、焼夷弾の筒、不発弾の破片、『天皇と南日本』、『アサヒグラフ』など

(6) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

- ①夏休みチャレンジクイズ 平成30年7月21日(土)~9月2日(日)
- ②冬休みチャレンジクイズ 平成30年12月22日(土)~平成31年1月6日(日)

(7) 博物館実習

実習生:鹿児島純心女子大学 1名

期 間:平成30年8月6日(月)~17日(金)

(8) 職場体験学習

①実 習 生: 学校法人川島学園れいめい中学校 2 年生 2 名 期 間: 平成 30 年 8 月 21 日 (火) ~23 日 (木) 3 日間

②実 習 生: 学校法人川島学園れいめい高等学校2年生 1名 期 間: 平成30年12月12日(水)~14日(金) 3日間

③実 習 生: 薩摩川内市立川内中央中学校2年生 3名

期 間: 平成31年2月20日(水)~22日(金) 3日間

(9) 教職員地域貢献体験研修

フレッシュ研修: 薩摩川内市立川内南中学校教諭 1名期 間: 平成30年8月7日(火)~9日(木) 3日間

(10) インターンシップ

実 習 生:鹿児島純心女子大学3年生 1名

期 間: 平成30年8月17日(金)~19日(日) 3日間

(11) 刊行物

- ①川内まごころ文学館第 13 回特別企画展 明治維新 150 周年記念 川内まごころ文学館・有島記念館合同企画 「有島武〜偉大なる父の物語〜」展
- ②平成29年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報
- ③文学館たより「文学の泉」第16号、17号





(12) 出張講座

外部からの依頼により、以下のとおり実施した。

①薩摩川内市倫理法人会 モーニングセミナー

実施日:平成30年5月22日(火)演題:山本實彦ってどんな人?

参加者数:20名

②薩摩川内市立平佐西小学校 4、5年生 土曜授業 薩摩川内元気塾

実施日:平成30年11月10日(土)

演 題:「慈眼観」の碑について知ろう!

参加者数:275名

③薩摩川内市立中央図書館 図書館教養講座

実施日:平成31年2月3日(日)演題:山本實彦ってどんな人?

参加者数:68名

(13) その他

市民のニーズにこたえるため、次のような措置を講じた。

①特別開館

平成30年5月1日(火) ゴールデンウィーク

平成 30 年 8 月 13 日 (月) 夏休み

②無料開館

平成30年4月28日(土)~5月6日(日) ゴールデンウィーク

平成 30 年 9 月 15 日(土)~9 月 24 日(月/祝) 敬老の日(65 歳以上)

平成 30 年 11 月 1 日 (木) ~11 月 7 日 (水) 教育・文化週間

平成31年1月3日(木)~1月6日(日) お正月

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H30 4/16~4/22	(有)ソニーショップ サウンド川内	写真展	398
5/21~5/27	川内がらっぱ狂句会	作品展	309
5/28~6/3	写真展「5人会」実行委員会	写真展	192
6/11~6/17	西薩写友会	写真展	428
9/10~9/17	ピン写連	写真展	304
10/1~10/9	県退職校長会 川薩支部	作品展・資料集展	172
H31 2/8~2/11	薩摩川内市フォトコンテスト事務局	写真展	114
2/18~2/24	Ladies α	写真展	277
3/4~3/10	川内美術協会	美術展	225
3/11~3/17	西薩写友会	写真展	347

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数
H30 8/21	川内子ども劇場	演奏会	126
8/30	薩摩川内市教育委員会 社会教育課	研修会	60

Ⅱ. 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1)種別資料収集一覧表(平成30年度)

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合がある。

●主な収蔵作家

【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、 井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、 瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、 河東碧梧桐、バートランド・ラッセル ほか

※() 内…平成30年度追加資料数

	種 別	里見弴関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	所蔵資料実数 (合計)
	原稿	97 (1)	237 (0)	36 (0)	370 (1)
	書簡	969 (0)	588 (1)	21 (0)	1,578 (1)
	装丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
特	書画	171 (1)	39 (0)	38 (12)	248 (13)
別資	印刷物	169 (0)	56 (1)	66 (3)	291 (4)
料	複製	597 (1)	138 (4)	106 (0)	841 (5)
	視・聴・覚	71 (3)	42 (0)	52 (0)	165 (3)
	遺品	321 (0)	13 (0)	61 (0)	395 (0)
	その他	46 (0)	163 (0)	2 (0)	211 (0)
	図書	727 (4)	592 (0)	2, 507 (167)	3, 826 (171)
	雑誌	459 (0)	972 (0)	364 (2)	1,795 (2)
	合 計	3, 627 (10)	2, 986 (6)	3, 256 (184)	9,869 (200)

(2) 主な購入資料

作家名	種 別	資 料 名	備考
中里介山	複製	複製原稿「創作『夢殿』について」	1枚
横光利一	複製	複製原稿「皮膚」	1枚
横光利一	複製	複製原稿「持病と弾丸」	1枚
横光利一	複製	複製原稿「掃溜の疑問」	1 枚
里見弴	複製	複製書「大東亜戦争」	1 枚
山本實彦先生 記念碑建設期 成会	印刷物	山本實彦先生小傳	1枚
-	書簡	山本實彦葉書 中村憲吉宛	1 枚

他 計18点

(3) 主な寄贈・寄託資料

作家名	種別	資 料 名	備考
山口長男	書画	山口長男絵付け 壺	5 点
山口長男	書画	山口長男絵付け 絵皿	2 点
山口長男	書画	山口長男絵付け 皆具	1点
山口長男	書画	山口長男 色紙	3 点
山口長男	書画	山口長男 水彩画	1点
_	視聴覚	有島愛子写真	1 点
-	視聴覚	有島愛子写真(有島武頌徳碑建立時)	1 点
_	視聴覚	有島武肖像写真	1 点
有島武	書画	有島武 書	1 点

他 計181点

2 資料修復

収蔵資料(直筆原稿)の紙質劣化を防ぐための修繕(脱酸性化処理)を実施。

実施日 平成31年3月11日(月)~3月12日(火)

対象資料 里見 弴 「五代の民」

里見 弴 「病床記」

他

計 1,166枚

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカを作製した。

製作資料 里見 弴 掛幅装 「大東亜戦争」

中里 介山 原稿「創作『夢殿』について」

横光 利一 原稿 「皮膚」

原稿 「持病と弾丸」 原稿 「掃溜めの疑問」

計 5 点

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用ピアノ」の調律・点検を行った。 実施日 平成30年7月9日(月)

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

(1) 昆虫相調查

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 平成30年4月23日各トラップ設置、同年5月14日回収 2回目 平成30年11月12日各トラップ設置、同年12月3日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した 2 種類のトラップ (歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンム シ類捕獲用フェロモントラップ) によるモニタリング。

結 果 総捕獲数のうち大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類であった。文化財加害種の捕獲 もやや見られたが、ほぼ問題のない状況であった。

考 察 1、2回目共に問題となるようなレベルではなかったが、これまで同様、外部からの侵入種の捕獲が多い状況である。人の出入りが多い場所については、引き続き清掃の徹底を行うなど、増加を抑制する処置を講じていけば良好な環境維持が可能かと思われる。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日1回目: 平成30年4月23日 2回目: 平成30年11月12日

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内 20 の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20 分曝露

結 果 館内 20 ポイントの検査のうち、半数以上のポイントにおいて菌類の発育なし、その 他の発育のみられたポイントでも極めて低レベルの数値に抑えられていた。

考 察 全体的に発育はなく、または低い数値レベルで、空気環境はほぼ良好な状態が維持されていた。

(3) 防虫処理

①全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤(エコミュアーFTドライ:プロフルトリン炭酸ガス製剤)による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 平成30年5月14日(月) 資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

平成30年5月15日(火) 各種機材・供試虫配置及び各部最終確認、SD剤投薬 (燻蒸開始)、館内開放(燻蒸終了)、効果判定、撤収

②防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び、収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F:企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー 2F:展示室

施工日時 平成30年9月18日(火)

使用薬剤 エコミュアーFT プレート (ピレスロイド系防虫蒸散プレート: プロフルトリン)

Ⅲ. 管理•運営

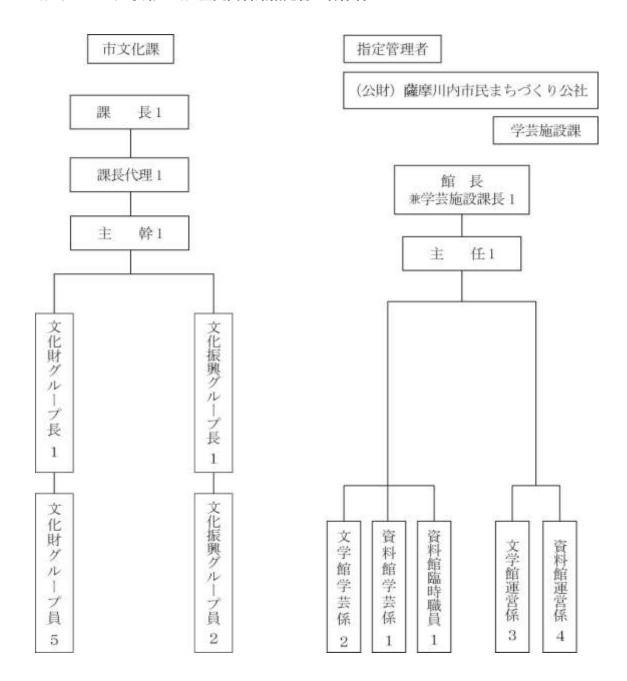
1 管理・運営

指定管理者制度が導入されたことで、平成16年4月1日より、市教育委員会文化課から館の管理・運営を(公財)薩摩川内市民まちづくり公社が委託されている(指定管理者制度についてはP22~23 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第4~8条参照)。

本年度は以下の修繕・工事を行った。

- ・多目的映像ホール 映写室空調機修繕
- •1、2階展示室系統空調機修繕
- ・浄化槽送風機モートル取替修繕
- ・収蔵庫系統送風機用Vベルト交換

2 川内まごころ文学館・川内歴史資料館指定管理者体制



市の業務

- 事業の基本方針、計画策定
- 予算案作成
- 対外折衝全般
- 重要資料受入
- ・ その他館業務

指定管理者

- ・ 施設の管理全般
- ・ 施設の入館受付、案内
- ・ 入館料管理、市への納入処理
- 市の方針、計画に基づく企画書策定、実施 (特別展・学芸員実習・調査依頼対応等)
- 調査、研究 その他市から依頼を受けた館業務 (平成31年3月31日現在)

3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 104 号)第 27 条「薩摩川内市教育委員会の諮問に応じ、川内まごころ文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は 7 名以内で任期は 2 年である。

運営協議会名簿

平成 30 年 3 月 31 日現在

選出区分	氏 名	役 職 名
市内の小・中学校の代表者	赤石明仁	薩摩川内市立平佐西小学校長
専門的知識及び技能を有する者	淵脇	公益社団法人俳人協会評議員
専門的知識及び技能を有りる有	山下 喜子	川内美術協会理事
	古閑 章	鹿児島純心女子大学教授
学識経験者	三島 盛武	鹿児島純心女子短期大学教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学教授
上記に掲げる者のほか教育委員 会が必要と認める者	岩崎 敦子	薩摩川内市女性チャレンジ委員会委員

第1回協議会内容

日 時 平成30年6月8日(金) 14:00~15:30

議事内容・平成29年度事業報告について

・平成30年度事業計画について

第2回協議会内容

日 時 平成 31 年 2 月 14 日 (木) 14:00~15:30

議事内容・平成30年度事業報告について

・平成31年度事業計画について

4 利用状況

(1)入館状況表(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

				文学館	官のみ	Ļ					j	資料館	官共通	į			文学館	官のみ	共	通		ا اداد کی	/ 7/		7 &± v	ral Arm strat			^	=1	開		前,								
		1	固ノ			[団体			個	国 人				团体	Z	パスポート 使用者		パスポート パス 使用者 値		パスポート 使用者		、		八郎科兄际		入館料免除			館料免除 入館料無料					合 計				館日	平均 (人)	前 年 対 比
月	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	パスポート	小中高	パスポート	合計	一般	小中高	合計	一般	小中高	一般	小中高	一般	小中高	合計	一般	小中高	未就 学児	合計	一般	小中高	未就 学児	合計	数	,,,,,	比者							
4	4	0	0	0	4	0	0	0	16	3	0	0	19	0	0	0	0	0	5	0	42	10	52	614	7	12	633	684	17	12	713	26	27	97. 4%							
5	8	0	0	0	8	0	0	0	19	72	0	0	91	37	0	37	0	0	4	0	125	43	168	858	86	81	1, 025	1, 123	129	81	1, 333	26	51	146. 5%							
6	4	0	0	0	4	0	0	0	42	10	0	0	52	29	0	29	0	0	4	0	0	6	6	867	22	11	900	956	28	11	995	26	38	281. 9%							
7	9	0	0	0	9	0	0	0	19	5	0	1	25	0	0	0	0	0	8	0	8	16	24	379	28	38	445	428	45	38	511	26	20	76. 4%							
8	17	0	12	0	29	0	0	0	51	8	23	0	82	0	0	0	0	0	5	0	35	54	89	442	90	101	633	558	179	101	838	28	30	117. 9%							
9	18	0	0	0	18	0	0	0	17	3	0	0	20	25	0	25	0	0	1	0	69	20	89	588	6	4	598	721	26	4	751	25	30	80. 5%							
10	11	0	0	0	11	0	0	0	34	4	0	0	38	0	0	0	0	0	5	0	18	200	218	450	24	24	498	522	224	24	770	26	30	104. 1%							
11	20	0	0	0	20	0	0	0	48	9	0	0	57	1	0	1	0	0	22	0	146	133	279	287	263	7	557	533	396	7	936	26	36	100. 5%							
12	12	0	0	1	13	0	0	0	30	10	1	0	41	0	0	0	0	0	8	0	2	43	45	520	179	77	776	582	224	77	883	24	37	112. 9%							
1	7	1	0	0	8	0	0	0	9	1	0	0	10	0	0	0	1	0	3	0	72	64	136	415	140	56	611	509	204	56	769	25	31	91.3%							
2	4	0	0	0	4	0	0	0	9	5	0	0	14	0	0	0	0	1	2	0	0	3	3	781	9	6	796	801	13	6	820	24	34	96. 1%							
3	16	0	0	0	16	0	0	0	16	7	3	0	26	42	0	42	0	1	4	0	0	5	5	761	34	4	799	846	43	4	893	27	33	116. 4%							
計	130	1	12	1	144	0	0	0	310	137	27	1	475	134	0	134	1	2	71	0	517	597	1, 114	6, 962	888	421	8, 271	8, 263	1, 528	421	10, 212	309	33	110. 7%							

19

(2)年度別入館状況表

				文学	館のみ	*						資料	館共通	<u> </u>			文学館	官のみ	共	通	7 69	> 보기 4	为 IP		7. 6亩2	料無料			合	計			
		ſ	固人			I	団体			ſ	固人				団体	;	パスポ 使用		パスホ 使用		八郎	入館料免除			八品	ነት / ተ				ĒΙ		開 館	日日
年度	— 般	パスポート	小中高	パスポート	小 計	般	小中高	小 計	— 般	パスポート	小中高	パスポート	小計	般	小中高	小 計	一般	小中信	— 般	小中高	— 般	小中高	小計	— 般	小中高	未 就 学 児	小 計	— 般	小 中 高	未 就 学 児	合計	日数	平均
15	1, 326		131		1, 457	356	0	356	773		56		829	148	0	148					898	246	1, 144			66	66	3, 501	433	66	4, 000	52	77
16	1, 893		98		1, 991	1, 035	114	1, 149	1, 893		151		2, 044	971	297	1, 268					4, 741	1, 550	6, 291			238	238	10, 533	2, 210	238	12, 981	314	41
17	692		71		763	951	51	1, 002	842		107		949	437	196	633					5, 769	1, 484	7, 253			229	229	8, 691	1, 909	229	10, 829	312	35
18	533	8	39	0	580	295	11	306	738	97	98	3	936	1,669	312	1,981	2	0	72	0	916	577	1,493	4,310	548	150	4,856	8,640	1,588	150	10,378	312	33
19	536	8	46	0	590	319	37	356	716	179	89	7	991	282	158	440	11	0	155	2	790	520	1,310	6,035	396	236	6,746	9,031	1,255	236	10,522	311	34
20	368	4	59	0	431	166	0	166	660	98	106	4	868	256	0	256	4	0	97	1	617	885	1,502	6,718	475	224	9,923	8,988	1,530	224	10,742	315	34
21	408	2	39	0	449	199	54	253	593	71	104	10	778	311	54	365	7	0	84	2	524	273	890	8,421	2,981	1,392	12,794	10,620	3,517	1,392	15,529	310	50
22	217	3	21	0	241	98	13	111	449	68	75	2	594	137	60	197	6	0	52	2	327	532	919	7,583	1,019	714	9,316	8,940	1,724	714	11,378	311	37
23	267	4	7	0	278	25	0	25	486	71	54	1	612	215	69	284	3	0	58	0	744	286	1,091	6,080	745	370	7,195	7,953	1,162	370	9,485	313	30
24	177	0	14	0	191	0	0	0	400	222	76	5	703	224	15	239	4	0	109	0	582	359	1,054	6,802	562	359	7,723	8,520	1,031	359	9,910	312	32
25	181	2	17	0	200	64	0	64	496	155	66	5	722	169	0	169	1	0	84	2	711	373	1,084	7,194	943	569	8,706	9,057	1,406	569	11,032	311	35
26	239	3	23	0	265	0	0	0	430	182	53	5	670	123	0	123	0	0	93	3	680	275	955	7,623	885	539	9,047	9,373	1,244	539	11,156	308	36
27	188	0	4	0	192	0	0	0	280	130	15	1	426	85	53	138	0	0	58	0	1,190	530	1,720	7,548	467	341	8,356	9,479	1,070	341	10,890	308	35
28	277	0	11	0	288	0	0	0	376	144	24	3	547	46	0	46	0	0	164	0	678	316	994	8,213	870	454	9,537	9,898	1,224	454	11,576	307	38
29	230	1	12	0	243	0	0	0	259	128	14	1	402	76	0	76	0	0	87	0	486	230	716	6,811	451	437	7,699	8,078	708	437	9,223	308	30
30	130	1	12	1	144	0	0	0	310	137	27	1	475	134	0	134	1	2	71	0	517	597	1,114	6,962	888	421	8,271	8,263	1,528	421	10,212	309	33
슴計	7,662	36	604	1	8,303	3,508	280	3,788	9,701	1,682	1,115	48	12,546	5,283	1,214	6,497	39	2	1,184	12	20,170	9,033	29,530	90,300	11,230	6,739	110,702	139,565	23,539	6,739	169,843	4,713	611

5 決算

(1) 歳入

- ①入館料 337,680 円
- ②企画展示室・多目的映像ホール使用料 188,290円
- ③図録等収入 71,800円

(2) 歳出

文学館管理費事項

(単位:円)

科目	予算額	執行額	予算残額
人件費	19, 013, 000	16, 083, 742	2, 929, 258
報償費	70,000	41, 272	28, 728
諸謝金	325, 000	324, 900	100
旅費交通費	964, 000	742, 710	221, 290
消耗品費	2, 041, 000	2, 023, 264	17, 736
消耗什器備品費	0	0	0
印刷製本費	1, 498, 000	1, 260, 840	237, 160
燃料費	50,000	38, 654	11, 346
光熱水料費	3, 865, 000	3, 864, 787	213
通信運搬費	359, 000	358, 268	732
保険料	311,000	276, 540	34, 460
委託費	11, 026, 000	10, 089, 213	936, 787
修繕委託費	813, 000	787, 179	25, 821
賃借料	3, 208, 000	2, 983, 556	224, 444
負担金	124, 000	124, 000	0
租税公課	6,000	4, 400	1,600
会議費	1,000	861	139
広報費	162, 000	162,000	0
著作権料	20,000	0	20,000
雑費	57, 000	45, 832	11, 168
合計	43, 913, 000	39, 212, 018	4, 700, 982

Ⅳ. 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日 条例第 104 号

(設置)

第1条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。(名称及び位置)

第2条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目2番6号

(事業)

- 第3条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
 - (2) 文学資料等に関する調査及び研究
 - (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
 - (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 文学館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。
 - (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
 - (2) 第 14 条第 1 項に規定する入館料及び第 18 条第 1 項に規定する使用料の収受並びに第 19 条ただ し書に規定する使用料の還付に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。
 - (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 入館料及び使用料等の収入実績
 - (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又 は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

- 第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。
- 3 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、文学館の管理運営上必要があると認めると きは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第12条 文学館の休館日は、月曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。
- 2 教育委員会は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館の許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料)

- 第 14 条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第 1 に定める入館料を前納しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。
- 3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(使用の許可等)

- 第 15 条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。
- 2 教育委員会は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。 (使用の制限)
- 第16条 教育委員会は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第17条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

- 第 18 条 第 15 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

- 第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。
 - (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。
 - (2) 使用者が、使用の日の5日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

- 第20条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - (4) 第16条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。
- 2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。 (特別の設備等)
- 第21条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

- 第22条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。
- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(入館の制限)

- 第23条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は 退館を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
 - (3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(立入検査及び指示)

第24条 使用者は、教育委員会又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(指害賠償)

- 第25条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又は教育委員会が認定する損害額を賠償しなければならない。 (個人情報の取扱い)
- 第26条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第27条 教育委員会の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

- 第28条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7人以内とする。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者
 - (2) 第 13 条又は第 15 条に規定する許可を受けないで文学館に入館し、又は文学館を使用した者 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第18条第2項及び別表第2の規定は、平成19年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、平成24年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月21日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月27日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第14条関係)

区分		入 館 料			
		個 人	団体(20人以上)	年間入館券	
	大人	1人1回につき300円	1人1回につき240円	1人1年間につき600円	
常設展示	小・中・高校生 (義務教育学校 に就学している 者を含む。以下 同じ。)	1人1回につき150円	1人1回につき120円	1人1年間につき300円	
特別展示		1人1回につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額			

備考

- 1 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 2 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する 薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわら ず、個人の大人にあっては240円、個人の小・中・高校生にあっては120円、団体の大人にあっては 190円、団体の小・中・高校生にあっては100円、年間入館券の大人にあっては550円、年間入館券 の小・中・高校生にあっては250円とする。
- 3 未就学児は、無料とする。

別表第2(第18条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1 日	夜間	冷暖房 (1 時間当 たり)
企画展示室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円	円	円	円	円
展		2,850	2, 880	4, 400	_	300
示室	使用者が入場料等を徴収する場合	3, 960	4, 000	6, 080	_	300
映多 像目 ホ的	使用者が入場料等を徴収しない場合	2, 850	2, 880	4, 400	2,880	300
ルル	使用者が入場料等を徴収する場合	3, 960	4, 000	6, 080	4, 000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは 午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500 円
プロジェクター	500 円

備考

「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として 算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

平成 16 年 10 月 12 日 教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文学館の業務)

- 第2条 文学館の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 文学館の運営計画及び管理に関すること。
 - (2) 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会に関すること。
 - (3) 資料等の収集、整理及び保存並びに展示に関すること。
 - (4) 資料等の調査及び研究に関すること。
 - (5) 文学館の入館許可及び入館料の徴収に関すること。
 - (6) 文学館の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
 - (7) 文学館の施設及び設備の管理に関すること。
 - (8) 文学館に係る広報及び教育普及に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、文学館に関すること。

(入館券)

第3条 薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、条例第13条の許可をしたときは、別に 定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

- 第4条 文学館を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。
 - (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認める場合

(入館料の免除)

- 第5条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者(1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあっては、付添人1人を含む。)がその身分を証する書面を提示して入館するとき。
 - (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒並び に引率者
 - (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に入館する 小学校の児童若しくは中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずるものとして、教育委員会が 認める者。

- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 前項第1号及び第3号の場合並びに同項第4号に該当する者のうち教育委員会が特に認める者を除き、 入館料の免除を受けようとする者は、教育委員会に文学館入館料免除申請書(様式第1号)を提出しなければ ならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると 認めるときは、文学館入館料免除承認通知書(様式第2号)により通知する。

(入館者の制限)

- 第6条 教育委員会は、文学館を利用しようとする者又は利用する者(以下「利用者」という。)が次の各 号のいずれかに該当すると認めたときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者
 - (2) 感染症の疾病にかかっていると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理上支障があると認められる者

(館内の秩序維持)

- 第7条 利用者は、館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可なく展示物に手を触れないこと。
 - (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと
 - (3) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
 - (5) 館内を汚さないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(使用許可等の申請)

- 第8条 条例第15条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3箇月前から5日前までの間に、文学館使用許可申請書(様式第3号。 以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 条例第21条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、若しくは使用しようとする者は、前項の申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

(使用の許可)

- 第9条 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、 文学館使用許可書(様式第4号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。
- 2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順とする。ただし、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

(使用許可事項の変更等)

第10条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、使用日の前日までに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納入等)

第11条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第18条第1項の規定による使用料を納入し

なければならない。

2 条例第 18 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体 又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

- 第12条 条例第18条第2項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、 次に定めるところによる。
 - (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。使用料を免除
 - (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを 徴収しない場合に限る。)。使用料(冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。)を免除
 - (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを 徴収しない場合に限る。)。使用料を免除
 - (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用するとき(使用者が入場料その他これに類するものを 徴収しない場合に限る。)。使用料の5割の額を減額

(使用料の環付)

第 13 条 条例第 19 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 5 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、条例第22条第1項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、 係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、教育委員会の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をして はならない。

(施設、設備等の損傷等の届出)

- 第 16 条 利用者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、 直ちに文学館損傷等届(様式第 6 号)により教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。 (損害賠償)
- 第17条 条例第25条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、教育委員会が指定するものをもって賠償することができる。

(指定管理者の指定の申請)

- 第 18 条 条例第 6 条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書(様式第 7 号)により行うものとする。
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 定款又はこれに類するもの
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収 支計算書及び事業報告書
 - (4) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(指定通知書の交付)

第 19 条 市長は、条例第 7 条の規定により指定管理者を指定した場合は、文学館指定管理者指定通知書(様式第 8 号)を交付するものとする。

(資料等の寄贈又は寄託)

- 第20条 教育委員会は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる資料等の 寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ教育委員会にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書(様式第 9 号)を教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、 資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書(様式第10号)を、資料等を寄託した者に寄託資料預り証(様式第 11号)を交付する。

(寄託資料等の管理)

第21条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

(寄託資料等の返環)

第22条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

(経費の負担)

第23条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、教育委員会が 必要と認めた場合は、この限りでない。

(資料等の館内閲覧)

- 第24条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。
- 2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書(様式第12号)により教育委員会の承認 を受けなければならない。

(撮影等の制限等)

- 第25条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等(以下この条において「撮影等」という。)をしてはならない。ただし、学術研究等のため、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。 (貸出し禁止)
- 第26条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館管理運営規則(平成 15 年川内市教育委員会規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年5月19日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月24日教委規則第8号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年6月29日教委規則第9号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

平成 16 年 10 月 12 日教育委員会規則第 42 号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)第27条に 規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項 を定めるものとする。

(協議会の委員構成)

- 第2条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が 委嘱する。
 - (1) 市内の小・中学校の代表者
 - (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。 (会議)
- 第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (意見陳述)
- 第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第6条 協議会の庶務は、薩摩川内市川内まごころ文学館において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第1条、第5条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第7条、第9条中薩摩川内市児童生徒の出席 停止の手続等に関する規則第1条及び様式第2号の改正規定、第11条、第13条中薩摩川内市立学校 職員の私有車の公務私用の承認等に関する規則第2条第1号の改正規定(「及び中学校」を「、中学校 及び義務教育学校」に改める部分に限る。)、第14条、第15条中薩摩川内市川内歴史資料館条例施行 規則第7条第1項第2号の改正規定、第16条、第18条、第19条中薩摩川内市川内文化ホール条例施

行規則第9条第1項第3号イの改正規定、第20条中薩摩川内市入来文化ホール条例施行規則第8条第1項第4号の改正規定、第21条中薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則第5条第1項第2号の改正規定、第22条、第27条、第28条中薩摩川内市招致外国青年任用規則第3条第1号、同条第2号及び同条第3号並びに第6条第4項の改正規定、第29条、第31条中薩摩川内市学校運営協議会規則第1条の改正規定並びに第32条の規定 平成31年4月1日

*****その他

1 平成30年度の歩み

(企)は企画展示室、(多)は多目的映像ホールを使用 ※その他、他団体等による施設使用有り (P11 参照)

月日	事業内容等	月日	事業内容等
3月6日	秋朱之介関連新収蔵資料展示 川内の生んだもう一人の	9月15日	敬老の日 65 歳以上無料開館(~9 月 24 日)
	出版人(~5月6日)	30 日	臨時休館(台風接近のため)
4月21日	名作シネマ上映会(多) ※年間を通して定期的に実施	10月21日	秋の特別おはなし会(歴史資料館研修室)
28 日	春のおはなし会(企)	23 日	第 13 回特別企画展 有島武〜偉大なる父の物語〜展(〜
	ゴールデンウィーク無料開館(~5月6日)		12月2日)
5月1日	ゴールデンウィーク特別開館	11月1日	教育・文化週間無料開館(~11 月 7 日)
3 目	ゴールデンウィーク特別上映「SING」(多)	10 日	平佐西小学校 薩摩川內元気塾 (出張講座)
	※2 回上映	25 日	特別企画展関連講演会「有島武と明治維新」(多)
12 日	まごころ文芸講座開始(企・多・川内歴史資料館研修室)	12月12日	れいめい高等学校職場体験(~12月14日)
	※年間を通して4講座を定期的に実施	15 日	第8回まごころ児童絵画展(~1月14日)
15 日	臨時休館(館内燻蒸)	22 日	冬休みチャレンジクイズ (~1月6日)
22 日	薩摩川内市倫理法人会 モーニングセミナー (出張講座)	23 日	冬のおはなし会 (歴史資料館研修室)
6月22日	赤ちゃんのためのおはなし会(企)		冬休み特別上映「アーサー・クリスマスの大冒険」(多)
7月10日	里見弴生誕記念展示 里見弴の藝の世界 (~9月2日)	29 日	臨時休館(~1月2日)
21 日	歴史資料館特別展示コーナー (~7月29日)	1月3日	お正月無料開館(~1月6日)
	夏休みチャレンジクイズ (~9月2日)		お正月特別上映「男はつらいよ」(多)
22 日	シネマトーク 片隅から世界を照らす光 - 映画「この世界	5 日	まごころ児童絵画展ワークショップ 豆画集を作ろう!
	の片隅に」をめぐって(多)	6 日	冬休み特別上映「レゴ®バットマン ザ・ムービー」(多)
29 日	夏休みおはなし会(企)	13 日	まごころ児童絵画展ワークショップ 豆画集を作ろう!
	「まんが日本昔ばなし」上映会(多)	16 日	里見弴 大寒忌コーナー (~1月27日)
8月5日	夏休み特別上映「怪盗グルーのミニオン大脱走」	2月3日	薩摩川内市立中央図書館 図書館教養講座 (出張講座)
	(多) ※2 回上映	9 日	まごころ文芸講座「名作・名詩を歌う」公開講座(多)
6 日	博物館実習(~8月17日)	20 日	薩摩川内市立中央中学校職場体験(~2月22日)
7 日	トピック展示 山本實彦旧蔵 肥後直熊筆「西郷隆盛像(複	3月19日	トピック展示里見弴の随筆「五代の民」—"皇統五代にわ
	製)」展示(~1月6日)		たる方々"との思い出ー(~5月6日)
	有島記念館合同パネル展示「有島武郎と北海道」(~9月		
	2月)		
	地域貢献体験研修(~8月9日)		
17 日	鹿児島純心女子大学インターンシップ(~8月19日)		
21 日	れいめい中学校職場体験(~8月23日)		
25 日	夏休みおはなし会(企)		
	夏休みおはなし会ワークショップ (歴史資料館研修室)		

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係		氏	名	
館長兼学芸施設課長		中島	哲郎	
主任		吉本	明弘	
学芸係	財部 智美		奥村 卓(平成 30 年 12 月~)
運営係リーダー	杉野 亜	希子(~	平成 30 年 7	月)
運営係	立野 いづみ	内西	麻紀子	宮脇 みゆき

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間/9:00~17:00 (入館は16:30まで)

休館日/毎週月曜日(休日・祝日の場合はその翌日)

駐車場/約40台(隣接する川内歴史資料館と共通)

入館料

大 人	小・中・高校生
300 (240)	150 (120)

※ () は20人以上の団体 単位:円

川内歴史資料館との共通券

大	人	小・中・高校生
400 (320)	200 (160)

※() は20人以上の団体 単位:円

年間パスポート(1年間有効)

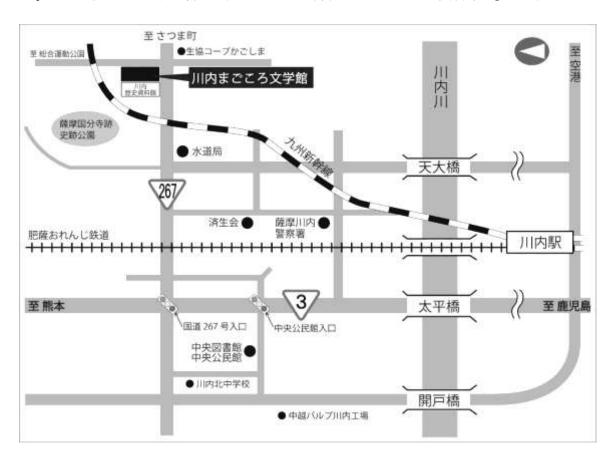
大	人	小・中・高校生
6 0 0	(900)	300 (400)

※()は川内歴史資料館との共通券 単位:円

※土日祝日に限り、小・中・高校生は無料

4 交通案内

- ○九州新幹線でJR博多駅からJR川内駅下車 (最短約1時間15分)
- ○鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車 (約1時間10分)
- J R川内駅より車で約7分 (くるくるバス御利用の方は「歴史資料館前」下車)



発行日 令和2年3月

発 行 薩摩川内市川内まごころ文学館

₹895-0072

鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目 2-6

TEL: 0996-25-5580 FAX: 0996-20-0818

たい。」: http://bungaku.satsumasendai.jp

e メール: magokoro@po4. synapse. ne. jp